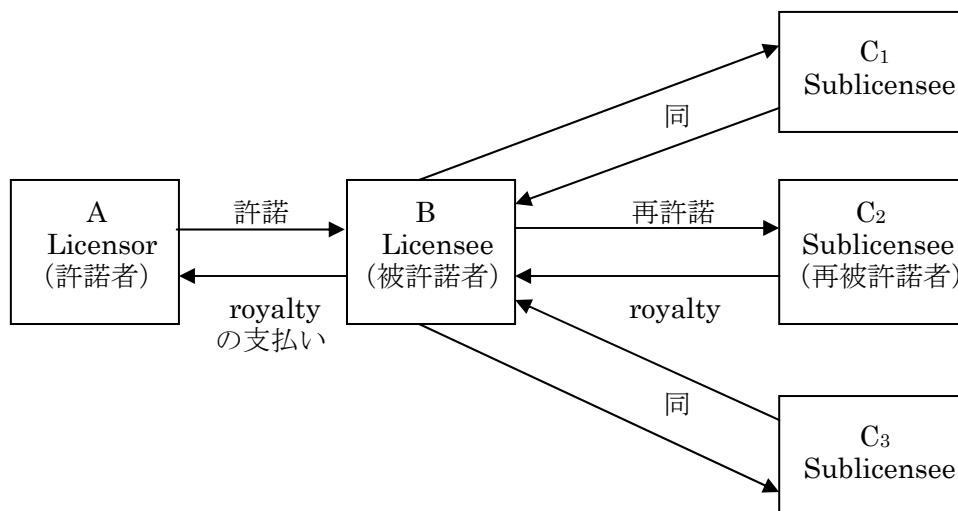


【Q4】 ライセンス契約に、「non-sublicenceable かつ non-transferable で本件のノウハウの実施を許諾する」といった表現がありました。正確な意味を教えてください。

【A4】 ライセンス契約の license は、何かを許可する、認可する、許諾するなどの意味を持ちます。license する対象は契約によって異なりますが、たとえばある物の製法ノウハウの license といえば、その製法ノウハウを使って製品をつくることを許諾することになります。

license につける条件には、ある territory 「地域」において 1 社だけの exclusive 「排他的」なものにするか否か、sublicense 「再許諾」を許すかどうか、transfer 「譲渡」を許すかどうかなどが考えられます。sublicense は、再許諾ですから、A から実施許諾を受けた B がさらに C にその製法ノウハウなどの実施の許諾が許されることを意味します。transfer の場合とちがうのは、licensee 「被許諾者」がみずから許諾を受けた権利を留保し行使できる点です。上記の例でいえば、B は製法ノウハウを用いて製造することをすることができ、その上他の第三者に sublicense することもできます。



sublicense するについては、その対価として royalty を受けることになりますから、sublicenceable なものとすれば、licensee は、かなりの royalty 収入を見込めることになります。したがって、sublicenceable 「再許諾可能」かどうかは、licensor から licensee に対する許諾の対価にも反映されてきます。とくに前掲図のように sublicensee の数を制限せず 3 社どころか不特定多数に再実施許諾が可能とすればなおさらのことです。

sublicensee が不特定多数に上るケースは、コンピュータ・ソフトウェアのライセンス契約などにみられます。あるプログラムを中心としたソフトウェアをアメリカの企業 (A) が有しており、A が日本市場においてこのソフトウェアを実質上販売しようと考え、B に sublicenseable の条件でこのソフトウェアの使用、複製する権利を与えたとします。この場合、grant license to use and make copies 「使用权、複製権を許諾する」といった表現をし

ます。ただ、マニュアル文書なども含めてソフトウェアの内容をそのまま日本で複製し実質上販売したとしても商品性がないかもしれませんので、基本となるプログラム等をもとにして **improve or develop** 「改良または開発する」権利まであわせてライセンスすることがよくあります

コンピューター・プログラムの場合、著作権などの知的財産権で守られていますが、これを「販売する」というのは正確ではなく、媒体に収められた情報の使用権を許諾するライセンス契約を結んでいるのです。とくにこれを大量にかつ不特定多数に「販売」する場合には、シュリンクラップライセンス契約のかたちをとることが多いわけです。アメリカでは、これを **box-top license** と呼んでいます。すなわち、プログラムを収めたフロッピーなどの媒体を入れた箱にライセンスの条件が書かれており、箱からフロッピーをとり出してコンピュータで使いはじめるとそこでライセンス契約が成立したものとされます。

これに対し、許諾された権利を **transfer** すれば、あたかも貸借権を譲渡するように譲渡人 (**transferor**) は譲渡後は権利者ではなくなります。もし **X** が **sublicenceable** な実施権を **Y** に **transfer** したら、**Y** がもとのライセンス契約の内容にしたがってその権利の再実施許諾することができる地位を得ることになります。

(弁護士 長谷川俊明)